

# 労働運動委員会ニュース

No. 265 2020年6月25日

発行責任者 宮川 敏一  
 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3階  
 TEL (03) 6380-9960 FAX (03) 46380-9963  
 E-mail miyakawa@sinsyakai.or.jp

**宇都宮けんじ** を都知事に!  
**野党党首街宣**

6/28 Sun 13:00 Start  
 銀座4丁目交差点

立憲民主党代表 **枝野 幸男**  
 日本共産党委員長 **志位 和夫**  
 社会民主党党首 **福島みずほ**  
 前内閣総理大臣 **野田 佳彦**

<国会> 立憲都連幹事長・衆院議員 手塚仁雄  
 マスク着用の上、ソーシャルディスタンスにご配慮ください。



小林勝 20条裁判 不当判決  
 中央学院大学に対する小林勝さんの労働契約法20条裁判  
 裁判所は公正な判決を

小林勝 20条裁判 不当判決  
 中央学院大学に対する小林勝さんの労働契約法20条裁判  
 裁判所は公正な判決を



## 小林勝さんの決意

「これまで温かいご

支援に厚く御礼申し上げます。なお、上告して争うことになりません。今しばらく、ご支援を宜しくお願い致します。闘いはまだ終わりません！」と終了後、小林勝氏は上告の意向を表明した。

私たちはこの屈辱を忘れません。「少なくとも地裁の裁判官は当初、『小林専任化による解決がベスト』としたことは一度目のサプライズだったが、出された判決はゼロ回答という2度目のサプライズだった」と振り返った。その上で「現在の司法制度のあり方を暴露し、糺すのも闘いの一つの目標」と表明した。不当判決糾弾！勝利するまで闘うぞ！のコールで締めくくった。

### 小林勝・労契法20条裁判 控訴審で不当判決・門前払い

16年11月1日に提訴したこの裁判闘争は3年と7カ月を経て、本日6月24日午後、控訴審判決日に向かえた。

東京地裁判決  
 ①原告の請求をいずれも棄却する。  
 ②訴訟費用は、原告の負担とする。  
 東京高裁判決  
 ①本件控訴を棄却する。  
 ②控訴費用は控訴人の負担とする。

東京高裁（白井幸夫裁判長）の判決理由

由は昨年の東京地裁（江原健志裁判長）判決をことごとく追認・踏襲したものだ。更に弁護団が控訴審で追加した補充的主張Ⅱ「信義則上の付随義務Ⅱ『労働条件均衡配慮義務』違反」の指摘についても全面的に否定している。

とりあえず次の2点を報告する。『労働条件均衡配慮義務』違反、つまり控訴人

様、それは本人が「合意したところに基づくもの」に過ぎず、均衡待遇の理由とはならない。

控訴人が、「当時の法学部長たちが専任化に期待を持たせるような言動をしていた」と主張することは、一審判決も認めたとおり否定はできないが、それは大学側の総意に基づくものになっていない。

小林がそのような期待を抱いたとしても、それはあくまでも「主観的なものにとどまる」というのである。

要するに、他人の言動はその人間がどのような地位にあるかにかかわらず、信用してはいけない、ダメされた方が悪いと言っているのである。

ここには使用者と被雇用者としての非常勤講師との立場上の優劣など、一顧だにされていない。そして、賞与はおろか、諸手当についても請求を一蹴した。

### コロナ禍で手控え

この間、中央学院大学は学生の構内立ち入りを禁止し遠隔授業を実施、当支援する会の行動や労働組合の団体交渉も手控えざるをえなかった。

それを良いことにして、大学側はこの判決公判に、弁護士も含め一人も列席しなかった。判決はわずか数秒で言い渡され、傍聴席からは怒りの声があがったことは言うまでもない。

支障に厚く御礼申し上げます。なお、上告して争うことになりません。今しばらく、ご支援を宜しくお願い致します。闘いはまだ終わりません！」と終了後、小林勝氏は上告の意向を表明した。

私たちはこの屈辱を忘れません。「少なくとも地裁の裁判官は当初、『小林専任化による解決がベスト』としたことは一度目のサプライズだったが、出された判決はゼロ回答という2度目のサプライズだった」と振り返った。その上で「現在の司法制度のあり方を暴露し、糺すのも闘いの一つの目標」と表明した。不当判決糾弾！勝利するまで闘うぞ！のコールで締めくくった。

## コミニティユニオン首都圏ネットワーク1日行動

# 日通18条の公正な裁判を訴え

コミニティユニオン首都圏ネットワークは、6月25日争議支援1日行動を取り組んだ(①プレカリアートユニオン新宿、②女性ユニオン、③日通18条東京高裁、④下町ユニオン、レナウン解雇事件の工程)。

13時10分からは、東京高裁前で、ユニオンネットお互いさまが抱える「日本通運無期転換逃れ地位確認(労働契約法18条潜脱止めを許すな! 無期転換逃れ解雇を撤回しろ!」



判決(労働契約法18条)は10月1日13時)の支援をする集会を開いた。参加団体は、ユニオンネットお互いさま、ユニオン平和、東部労組、下町ユニオン、神奈川県シテユニオン、プレカリアートユニオン、東京管理職ユニオン、女性ユニオン、キャバクラユニオンなど、50人余りが集まった。開会挨拶は斎藤隆靖お互いさま委員長「ここに集めたコミニティユニオンの仲間ととも公平な裁判を訴え、勝利に繋がりたいと思います」松本久史副委員長は「5年働けば無期雇用になる18条を東京地裁は骨抜きした。法律を遵守した判決を東京高裁に求めたい」と訴えた。

主催するコミニティユニオンネットワーク岡村哲文事務局長「日通の18条違反に対しては当該ユニオンと連帯して抗議行動を重ねてきた。18条が守られなければ労働者は追い込まれ

る。法律を破る企業を取り締まるのが司法の役目です。目を離さず追求しましょう」。

この後、参加ユニオンから闘争報告がされた。最後は日通裁判の原告から決意があった。原告のOさんは、

## 郵政労契法20条裁判(長崎訴訟) 東京・大阪から大量の弁護士を投入(会社側)

6月23日、郵政労契法20条集団長崎訴訟、第1回口頭弁論が開かれた。長崎地裁前集会には、60名が参加。マスクも7社が集まった。

「日通が私たちに相談もなく、勝手に雇い止めをした。絶対に許せるものでありません。皆さんのお力と合わせて勝利したいです」とうったえ、団結がんばる一で閉会した。

集団訴訟は、先に行われた東日本、西日本と同じ内容を勝ち取ることに加えて、一時金や格差撤廃を目指すことを目的にしている。

原告4名を代表して、原田さんは「期間雇用社員には、扶養手当もなく、結婚して家族を養うことは容易ではありません。扶養手当があったら、子供の教育にも、もう少し余裕があったらと思ういます」と意見陳述の内容を話した。

弁護団の中川拓弁護士はツイッターで、声明を送った「会社は、従業員家族の扶養にまで、どうして正規と非正規の格差を設けるのか。会社が家

族まで差別しているように感じられた」と述べた。

被告の会社が依頼している弁護士は、東京の大手法律事務所で、5人からなる弁護士を送り込んでいる。その中身は、4人が6年目までの若手弁護士で、今後全員で来る模様。

彼等が5〜6回も長崎に足を運び、会社持ちの旅費や日当は巨額になり、原告4人が請求する金額を遙かに超える。会社の思いは、原告が求める請求額など問題にしている。

「会社が決めたことに逆らうものは容赦しない」ことから、会社を訴える原告を徹底的に打ちのめすために巨額を投じてまで裁判を勝とうとしている。

郵政のために、今も懸命に働く原告4人は、何を思うだろうか。

郵政長崎裁判の会社側代理人は9名。うち5名は西日本、東日本裁判の担当弁護士の主戦場が長崎になるのかもしれない、思いを抱かせる裁判闘争になっている。